

認定額を変更し平成〇〇年〇月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、本件処分により家賃料共益費が圧迫し生活扶助費の負担が増え生活が困窮するため、処分庁管内では1か月分の生活扶助費は、最低でも約〇〇円が妥当であり生活保護費の増額が望ましい旨主張する。

しかしながら、生活扶助費の額を定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は法令及び法令に基づく保護基準(以下「法令等」という。)に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている(最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年(行ツ)第14号)。

本件処分は、その額に誤りはなく、法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分は、審査請求人の障害基礎年金額の変更に伴い、保護費が変更決定されたものであるが、その手続に違法又は不当な点は認められない。

以上から、本件処分について何ら違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) また、審査請求人は、申請書の様式や外国人保護について主張するが、これは処分庁における生活保護制度等の運用に関するものであり、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではない。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年12月28日	諮問の受付
平成30年1月5日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月26日 口頭意見陳述申立期限：1月26日
平成30年1月11日	審査請求人から主張書面を受領
平成30年1月12日	第1回審議
平成30年1月30日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (3) 生活保護の基準額に関しては、保護基準において、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めており、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

○○○○○○○の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は、○○○○○○○円とされている。

障害者加算については、保護基準別表第1の第2章の2の(2)イにより、国民年金法施行令別表に定める○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の加算額は○○○○○○○円とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

〇〇〇〇円（住宅扶助費）から〇〇〇〇〇〇円（障害年金）を収入充当した後の〇〇〇〇〇〇円を平成〇〇年〇月分の扶助額として本件処分を行っていることが認められる。

(6) 以上のおお、本件処分については、上記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(7) また、審査請求人の上記第2の1の(2)及び(3)の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

(8) したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子